取扱説明

裏面の"はかりを安全に正しくお使いいただくために使用上のご注意"をよくお読みいただいてからご使用下さい。

1 はかりの荷解き点検

(1)はかりの梱包を完全に解いてください。
輸送中の事故防止のために"図A"、又は"図B"のように、はかりにヒモ・パッキン及び、車輪ころがり止め荷造りバンドを取付てあります。ご使用の前に取り除いてください。

休み部
にらみ線
ミトメ部⑧
調子玉⑫
目盛りさお⑨
支点台部⑬
増おもり台⑮
送りおもり⑩（中玉）
押ねじ⑪
立　筒④
水平器⑤
載　台③
胴　①
車②
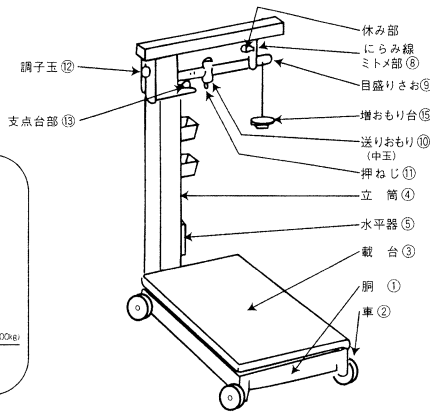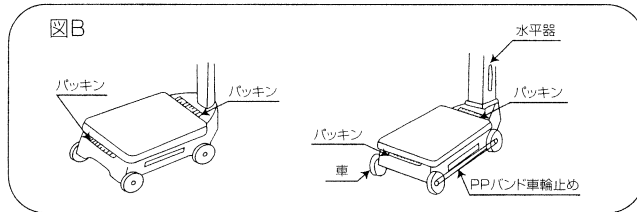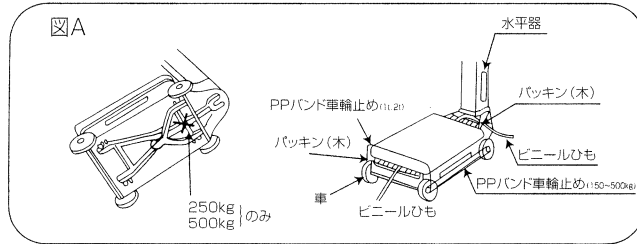
BT-150には、刃を保護するため支点台部⑬に下図のようにパッキンが取付てあります。
BT-250・BT-500・BT-1・BT-2は下記の図の部分にビニールヒモで結んであります。
ご使用の前に取り除いてください。
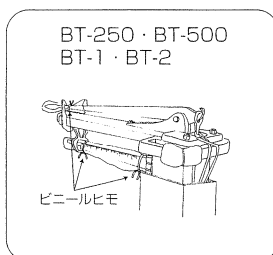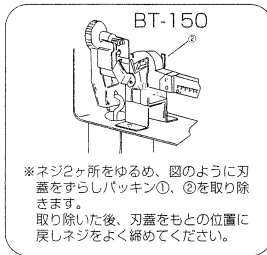
(2)運送中の部品の脱落、破損の有無をよく点検してください。

(3)付属品を点検してください。
・増おもり台⑮……1ケ
・定量増おもり
（品番により違いがあります。下表をご参照ください。）

※ネジ2ヶ所をゆるめ、図のように刃蓋をずらしパッキン①、②を取り除きます。
取り除いた後、刃蓋をもとの位置に戻しネジをよく締めてください。

品番（ひょう量）	BT-150 (150kg)	BT-250(R) (250kg)	BT-500 (500kg)	BT-1 (1t)	BT-2 (2t)
定量増おもり	50kg1／100 2ケ 20kg1／100 1ケ 10kg1／100 2ケ	100kg1／100 1ケ 50kg1／100 2ケ 20kg1／100 1ケ 10kg1／100 2ケ	200kg1／100 1ケ 100kg1／100 2ケ 50kg1／100 1ケ 20kg1／100 1ケ 10kg1／100 1ケ	200kg1／100 4ケ 100kg1／100 1ケ 50kg1／100 1ケ	500kg1／200 3ケ 200kg1／200 1ケ 100kg1／200 2ケ

2 据付け方

・立筒④に取り付けられた水平器⑤を基準に、はかりを水平で堅固な床面に据えてください。（水平器⑤の内の水平棒⑥がにらみ孔⑦の中央にくるように据えること。）

・載台③の四隅を押して（対角線でみる）、はかりにガタがあるか調べ、もしあれば、ガタのある車②下に薄い鉄板などを敷き、ガタを完全に取り去ってください。（紙類ではダメです）

・増おもり台⑮を目盛りさお⑨の先にかけてください。
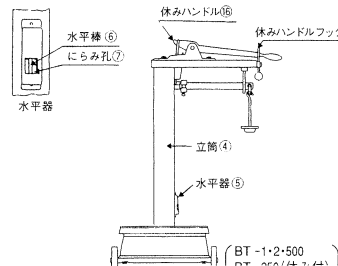
3 ゼロ点の調整

ご使用前には、必ず、目盛りさお⑨のゼロ点に送りおもり（中玉）⑩を合わせ、押ねじ⑪で止め、空掛け（計量物を載せていない状態）の時に、目盛りさおが釣り合っているかどうかを調べてください。
釣り合っていない時は、目盛りさおの後部にある調子玉⑫を回して調整してください。
（釣り合うとは、目盛りさおが上下等しく動いている時のことをいいます。）

4 計　量

(1)計量する時は、載台③の中央に品物を載せるようにしてください。
(2)目盛りさお⑨が釣り合うように増おもり台⑮に定量増おもりを掛けるとともに、目盛りさおの送りおもり（中玉）で釣り合いをとって計量してください。
(3)計量値は、定量増おもり値＋送りおもり（中玉）の位置（目盛り）となります。
(4)目盛りさおの目盛りを読む時は、指標⑭がある方の目盛りを読み、反対側で読まないようにご注意ください。

■BT-250・BT-500・BT-1・BT-2の休みハンドルの場合

・計量物を載せる時
休みハンドルを休みハンドルフックより外してください。
（大きい（重い）計量物の場合、はかりに大きい衝撃を避けるためです。）

・計量時
休みハンドルを休みハンドルフックにかけてください。
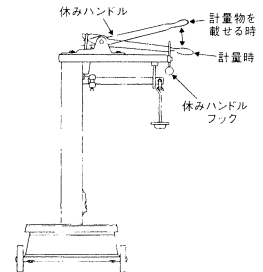
5 仕　様

品　番	BT-150
ひょう量	150kg
最小測定量	2kg
目　量	100g
載台寸法	510×330mm
自　重	42kg

品　番	BT-500
ひょう量	500kg
最小測定量	4kg
目　量	200g
載台寸法	625×420mm
自　重	90kg

品　番	BT-250(休みなし)	BT-250R (休み付)
ひょう量	250kg	
最小測定量	2kg	
目　量	100g	
載台寸法	570× 390mm	
自　重	69kg	73kg

品　番	BT-1	BT-2
ひょう量	1,000kg	2,000kg
最小測定量	10kg	20kg
目　量	500g	1kg
載台寸法	810×635mm	1,010×790mm
自　重	210kg	361kg

6 はかりの精度

このはかりの計量法で定められた、検定公差は次の通りです。

目量
+1.5
+1.0
+0.5
0
−0.5
−1.0
−1.5
500
2000
目量等の数

※使用公差は検定公差の2倍となります。
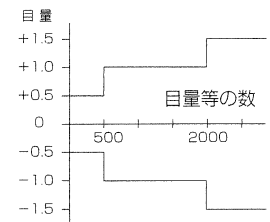
7 はかりの定期検査について

計量法によりますと、2年に1回定期検査が行われます。
これは、使用されるはかりについて、取引上使用してよいかどうかを検査し、広く計量に関して、社会の経済的秩序を正しく維持されるために行われますので、取引証明に使用される場合は、定期検査を必らず受けてください。

●なお、万一不具合な点、またはお気づきの点がございましたら、お買い上げのお店または当社最寄りの支店・営業所へお問合わせください。